

償却資産 課税標準の特例と非課税について

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されるものや、非課税となるものがあります。

(1) 課税標準の特例

〈地方税法第349条の3、法附則第15条、第15条の2、第15条の3〉に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を取得された場合は、それを証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」を提出してください。

【資産の例】（一部抜粋）

適用条項	資産の種類	特例割合	対象資産	添付書類
法第349条の3 第27項～第29項	家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の用に供する資産	価格の1/2	家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の用に供する資産で、かつ、この事業以外に使用されていない資産に限る。	特例の対象となる資産が、その事業の用に供されていることが確認できる書類など
法附則第15条 第30項第1号	太陽光発電設備 発電出力が1000kw未満のもの	価格の2/3	R2.4.1～R4.3.31までに取得したもの	(一社)環境共創イニシアチブが発行した補助金決定通知書の写しなど
法附則第15条 第30項第2号	太陽光発電設備 発電出力が1000kw以上のもの	価格の3/4		
法附則第15条 第41項	生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資にかかる償却資産	価格がゼロになります	生産性向上特別措置法の施行日からR3.3.31までに取得したもの	・先端設備導入計画に係る申請書および認定書の写し ・工業会が発行する仕様証明書の写し
(旧) 法附則第15条 第43項	中小企業者等が新規に取得した経営力向上に資する機械および装置等	価格の1/2	H29.4.1～H31.3.31までに取得したもの	・経営力向上計画の申請書および認定書の写し ・工業会等が発行する仕様証明書の写し

(2) 非課税となる償却資産

〈地方税法第348条〉に規定する資産については非課税となります。該当する資産を取得された場合は、該当する資産である旨を証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）非課税申請書」を提出してください。

(3) その他

- 「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」、「固定資産税（償却資産）非課税申請書」の用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。（東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）
- 不明な点は下記までお問い合わせください。

東根市 償却資産申告

検索

〈お問い合わせ先〉

〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市総務部税務課固定資産税係 電話 0237-42-1111（内線 2331～2334）